

## 函館市児童館の指定管理者募集の概要

担当部局	函館市子ども未来部次世代育成課児童館担当（電話 0138-32-1517）
指定管理する児童館の名称および所在地	函館市富岡児童館（所在地：函館市富岡町1丁目49番27号） 函館市昭和児童館（所在地：函館市昭和2丁目37番2号） 函館市神山児童館（所在地：函館市神山町241番地70）
目的	児童の情操のかん養，文化財の提供及び生活指導の実施によって，健康にして明朗な児童を育成すること。
事業概要	①児童の健康を増進し，情操を豊かにするための集団的または個人的な遊びの指導に関すること。 ②母親クラブその他の児童の健全な育成のために地域において活動を行う組織の育成に関すること。 ③その他児童館の設置の目的を達成するために必要な事業。
開館時間等	① 開館時間      4月～9月：午前9時～午後6時 10月～3月：午前9時～午後5時 ② 休館日          ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（1月2日，1月3日，12月29日～12月31日）
施設概要	<p>函館市富岡児童館</p> <p>① 建物構造      木造平屋建 ② 敷地面積      1,237.80㎡ ③ 建物延面積    297.00㎡ ④ 施設の内容      遊戯室，図書室，集会室，事務室 ほか ⑤ 開館年月日    昭和43年1月14日</p> <p>函館市昭和児童館</p> <p>① 建物構造      鉄骨造平屋建 ② 敷地面積      620.09㎡ ③ 建物延面積    339.79㎡ ④ 施設の内容      遊戯室，図書室，集会室，事務室 ほか ⑤ 開館年月日    平成3年4月1日</p> <p>函館市神山児童館</p> <p>① 建物構造      鉄骨造平屋建 ② 敷地面積      1,339.20㎡ ③ 建物延面積    478.04㎡ ④ 施設の内容      遊戯室，図書室，集会室，事務室 ほか ⑤ 開館年月日    平成24年4月1日</p>

<p>指定管理者が行う業務内容</p>	<p>①施設の維持管理業務に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の清掃およびごみ処理業務</li> <li>・緑地の管理業務</li> <li>・駐車場および通路の管理業務</li> <li>・旧児童遊園の維持管理業務</li> <li>・建築設備保守管理業務</li> <li>・消防用設備保守管理業務</li> <li>・暖房器具・給湯設備の保守管理業務</li> <li>・自動ドア保守管理業務</li> <li>・施設・設備の破損・汚損箇所の有無の点検および簡易修繕</li> <li>・備品等の管理業務</li> <li>・その他施設の維持管理に必要な業務</li> </ul> <p>②設置の目的に資する事業の実施に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の健全育成に関する事業の実施</li> <li>・世代間の交流を目的とした事業の実施</li> <li>・子育て支援に関する事業の実施</li> <li>・地域組織活動（母親クラブ等）の育成</li> <li>・地域組織活動（母親クラブ等）との連携事業の実施</li> <li>・その他設置の目的を達成するために必要な事業の実施</li> </ul> <p>③運営に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口業務</li> <li>・児童の健全な遊びと居場所の提供に関すること</li> <li>・運営委員会の設置</li> <li>・利用の促進に関する業務</li> </ul> <p>④使用の許可等（施設の地域開放）に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第5条第2項、第6条、第7条、第12条に規定する児童館が事業を行わない時間における専用使用の許可等に関する業務</li> <li>・条例第9条第3項から第6項に規定する利用料金の徴収に関する業務</li> </ul> <p>⑤その他の業務に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市に提出する書類の作成等庶務経理業務</li> <li>・災害および事故発生時等の緊急時の対応</li> <li>・利用者および住民からの意見・要望等への対応</li> <li>・その他必要な業務</li> </ul>
<p>施設管理 運営経費</p>	<p>市から指定管理者へ指定管理委託料として支払います。</p>
<p>条例</p>	<p>函館市児童館条例</p>
<p>指定管理者</p>	<p>昭和・神山児童館：学校法人野又学園，富岡児童館：直営</p>